

# 障害福祉サービス

亀山市

## 自宅での支援

### ● 居宅介護

- ・身体介護  
自宅で、入浴・排泄・食事などを支援します。
- ・家事援助  
部屋の掃除・洗濯など、生活が整うように支援します。



## 外出を支援

### ● 通院等介助

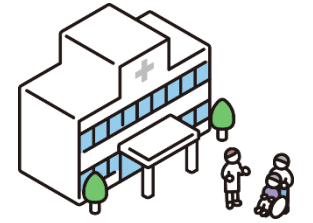
病院へ行くまでの支援  
(交通機関の乗降り、受診の手続きなど)を行います。

### ● 同行援護

視覚障害者の方へ、移動時や外出先での支援を行います。

### ● 行動援護

知的障害者・精神障害者の方の、外出先での危険を避けるために必要な援護を行います。



## 日中活動の支援

### ● 就労継続支援

一般企業などで働くことが難しい方に、働きながら必要となる知識や能力を向上させる訓練を行います。  
※雇用契約を結ぶ・A型、結ばない・B型があります。



### ● 就労移行支援

一般企業などで働くことを希望する方に一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。

### ● 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。



### ● 生活介護

常に介護を必要とする方へ、昼間、入浴・排泄・食事の支援のほか創作的活動や生産活動の機会を提供します。

## 住まいに関すること

### ● 施設入所支援

施設に入所している間、入浴・排泄・食事など日常生活を支援します。

### ● 共同生活援助

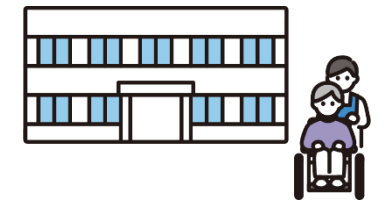
共同生活を行う住居で、相談や、日常生活上の援助を行います。  
また介護などの必要性が認定されている方には、介護サービスも提供します。

### ● 療養介護

医療と常時介護を必要とする方へ、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

### ● 短期入所

自宅で介護する方が、短期間(夜間も含め)、施設で入浴・排泄・食事の支援を受けます。



## サービスを利用するには

市役所への申請 と 事業所との契約  
が必要です。

### サービス利用までの流れ

- ① 相談
- ② 申請
- ③ 認定調査
- ④ 障害支援区分の認定
- ⑤ 事業所選定・契約
- ⑥ 計画案の作成
- ⑦ 支給決定
- ⑧ 利用開始

※状況によって、順番や内容が変わる場合があります。

詳しくは障がい者支援グループまでお問合せください。  
TEL:0595-84-3313 FAX:0595-82-8180

## サービス利用負担額について

利用者負担は原則費用の1割ですが、月ごとに上限があります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）で、 居宅で生活する障がい児（加齢児を除く）	4,600円
	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）で、 20歳未満の施設入居者	9,300円
	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）で、 居宅で生活する障がい者（加齢児を含む） ※グループホーム利用者を除く	
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外の方	37,200円

### 所得を判断する世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者（施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※実費など別途必要になる場合があります。詳しくは事業所に確認してください。